

神山町農業委員会

議 事 録

令和4年7月29日開催

神山町農業委員会議事録

令和4年7月29日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高橋 正和 | 2番 | 森 三千子 | 3番 | 原田 健義 |
| 6番 | 武市 佐市 | 7番 | 鍛 喜文 | 8番 | 井上 善司 |
| 9番 | 相原 利章 | 10番 | 森本 守 | 11番 | 加藤 宏行 |
| 12番 | 中西 隆子 | 13番 | 河野 宏吉 | | |

・欠席農業委員は次のとおり（2人）

4番 森 昌槻 5番 山本 實義

・出席農地利用最適化推進員は次のとおり（5人）

鬼籠野地区 河野 一弥 阿川地区 瀬戸 日出夫
神領地区 新宅 由行 下分、左右内、上分地区 木元 栄子
下分、左右内、上分地区 池本 公一

・欠席農地利用最適化推進員は次のとおり（1人）

広野地区 一宮 美行

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 主事 小川 和俊

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたく思います。本日は、4番森委員さん、5番山本委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中11名の方に出席いただいており、定数に達しておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の一宮委員さんより欠席の連絡がありましたことを報告いたします。

なお、本日は後藤町長、竹内副町長ともに公務のため欠席との連絡がありました。それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言 （午後1時35分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第14号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。1番高橋委員さん、2番森委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の小川主事を指名いたします。」

5. 議案第14号について

議長「日程第2 議案第14号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

（議案朗読）

局長「それでは、受付番号5番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、復元が困難である農地があるため、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

4ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、5ページに位置図、6ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で、●●●●●●●●●●から●へ約●●●mの所に位置しております。

7ページは現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

8ページ、9ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号5番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号5番の担当委員の8番井上委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

井上委員「7月15日の午後、小川さんと現地確認へ行ってきました。現地は、●●から●●●mぐらい●●●へ●●●●●です。周辺はほとんど大きな木で覆われているので問題ないと思われまます。よろしくお願ひいたします。」

議長 「ありがとうございました。ただいま議案第14号受付番号5番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長 「質疑ありませんので、議案第14号非農地証明願による許可申請について受付番号5番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長 「異議がないので、議案第14号非農地証明願による許可申請について受付番号5番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第15号について

議長 「日程第3 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長 「議案書の10ページから12ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長 「それでは、説明をいたします。受付番号10番の譲受人の●●●さんが譲渡人の●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

13ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、14ページに位置図、15ページ、16ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●で●●●●●●の●●に位置しております。17ページに現況写真を添付しております。

18ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、●名が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、田●, ●●●㎡、畑●, ●●●㎡で、合計●, ●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●を自家消費分栽培する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

19ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在鍛冶さんの所有農地は田●, ●●●㎡、畑●, ●●●㎡で、合計●, ●●●㎡でございます。借入地はございません。

20ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●、●●、●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、田植機●台、軽トラック●台を所有しております。

21ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●●●さんが●●●日、●●●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●, ●●●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●, ●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

22ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

59ページをご覧ください。譲受人●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、●名が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、現在農地の所有はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●、●●、●●●、●●、●を中心に栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

60ページをご覧ください。●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●さんの所有農地、借入地はございません。

61ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は●、●●、●●●、●●、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は耕耘機●台、軽トラック●台、茶摘み機●台、剪定器●台を所有しております。

62ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●●●●さんが●●●日、●●●●さんが●●●日、●●●●さんが●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積はございません。今回本件で取得する●、●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

63ページには譲受人の●さんの住民票を添付しております。

64ページには譲渡人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号13番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号13番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「7月26日、火曜日の午前中に小川さんと一緒に現地を確認してまいりました。●●●●●●から●●●●●●で、●からは見えにくいので車で●に行ってから確認いたしました。現況は、写真のとおり手入れが行き届いておりまして、農機具等もそろっておりますので、問題ないと思います。どうぞよろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第15号受付番号10番から13番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号10番から13番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号10番から13番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第16号について

議長「日程第4 議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題としますが、番号2番は●が借人となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限によ

り、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、当該議案の審議開始から終了まで、議長を会長職務代理者である中西委員にお願いします。」

(河野議長退室)

(中西職務代理議長着席)

議長

「それでは、私が議長を務めさせていただきます。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書 65 ページをお願いします。(議案朗読)」

局長「議案書の 66 ページをお願いします。(内容について朗読)」

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号 3 番から 10 番について借人が同じなので一括して説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、マルチャー●台、軽トラック●台、冷蔵庫●台でございます。

以上で新規案件について補足説明をおわります。」

議長「ただいま議案第 16 号について事務局に説明いただきました。議案第 16 号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。

関連する議案の審議が終わりましたので、河野委員さんに入室していただきます。これをもちまして議長職をおろさせていただきます。」

(中西職務代理議長離席)

(河野委員入室)

8. 議案第 17 号について

議長「日程第 5 議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書 67 ページをお願いします。（議案朗読）」

局長「議案書の 68 ページをお願いします。（内容について朗読）」

議長「ただいま議案第 17 号について事務局に説明いただきました。議案第 17 号について、ご質疑ありませんか。」

（質疑なしの声）

議長「質疑ありませんので、議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

（異議なしの声）

議長「異議がないので議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

（閉会時刻 午後 2 時 24 分）

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

1 番委員

2 番委員